

令和 年 月 日

保護者様

年 組 氏名

新潟県立三条商業高等学校長

出席停止のお知らせ

お子様の病気は学校保健安全法に示す基準により、他の生徒にうつるおそれのある期間は登校できないことになっております。必ず医師の診察及び治療を受け、医師の登校証明をもらってから登校させてください。なお、この期間は出席停止となり、欠席扱いにはなりません。

主な学校感染症

注:○印は、かかっていると思われる病気

病名	出席停止の期間
(1. インフルエンザ)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで 現在「登校許可書」ではなく、「療養解除届」の提出をお願いしています。「療養解除届」は 本校ホームページ>各種申請書・届 からダウンロードできます。
2. 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
3. 麻疹	解熱した後3日を経過するまで
4. 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
5. 風疹	発疹が消失するまで
6. 水痘	すべての発疹がか皮化するまで
7. 咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
8. 結核及び 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
9. その他 ()	第1種感染症: 治癒するまで 第3種感染症: 病状に応じて医師が感染の恐れがないと判断するまで

----- 登校許可証明書 -----

病名

出席停止期間 月 日 ~ 月 日

上記の病気は、他の生徒にうつるおそれがないと認められますので、登校してもさしつかえありません。

令和 年 月 日

医療機関名又は
医師名印

印